平成２５年（フ）第４１号
福島市松川町浅川字上中沢５番地
債務者　渡邉　洋子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第５５号
神奈川県横須賀市富士見町１丁目49番地　ミナト貳番館203
債務者　川口　忠彦
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２４４号
熊本市南区近見４丁目12番21号　サンハイツ近見１棟121号、前住所熊本県上益城郡益城町大字木山433番地１
債務者　木村富士夫
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２５１号
熊本市北区植木町木留289番地３　サンガーデンウインドヒルＥ―102号
債務者　渕上小夜子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２５２号
熊本市北区植木町木留289番地３　サンガーデンウインドヒルＥ―102号
債務者　渕上真由美
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２５３号
熊本市北区植木町木留289番地３　サンガーデンウインドヒルＥ―102号
債務者　渕上　真理
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２５４号
熊本市北区西梶尾町564番地６
債務者　梅田　誠也
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２５９号
熊本県宇城市小川町南小川643番地２　サンハイツ小川214号、前住所熊本県宇城市小川町江頭81番地１　エスポワール・ドミールＡ203号室
債務者　大田　佳奈
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２８０号
熊本市東区三郎２丁目10番21号　コーポラスＹＫ105号、前住所熊本市東区三郎１丁目13番38号
債務者　吉本　久弘
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１７号
岩手県下閉伊郡岩泉町安家字松ケ沢264番地
債務者　山田めぐみ
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２５年（フ）第５１号
神奈川県横須賀市西浦賀３丁目40番19号
債務者　上田　達也
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第５７号
神奈川県横須賀市舟倉１丁目10番24号　双葉ハウス12号
債務者　鈴木ひろみ（旧姓松谷）
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第６０号
神奈川県横須賀市大矢部４丁目39番18号
債務者　小杉めぐみ
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第６７号
青森県上北郡東北町字長久保57番地６
債務者　井上　正幸
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５９４号
名古屋市南区駆上１丁目２番Ｂ―638号　駆上住宅
債務者　服部　　隆
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０９号
大阪府吹田市山田南31番６―408号
債務者　日髙　裕昭
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０６０号
大阪府東大阪市西岩田２丁目７番25―1409号、前住所大阪府東大阪市瓜生堂２丁目３番40号
債務者　下川　将司
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部